

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示	市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等の一部改正(三七三・総務課)	1
	全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更(三七四・財政課)	2
	関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部変更(三七五・財政課)	3
	公平委員会の事務の受託(三七六・市町村課)	3
	大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(三七七・商工業振興課)	3
	秋田県立男鹿水族館の利用料金の変更の承認(三七八・観光課)	4
	争議行為の予告(三七九・労働政策課)	5
	秋田県土地利用基本計画の一部変更(三八〇・建設管理課)	6
	屋外広告物の禁止地域の一部改正(三八一・都市計画課)	10
	都市計画事業の変更の認可の告示があった旨の公告(三八二・三八三・下水道課)	10
	道路区域の変更及び供用開始(三八四・三八六・道路環境課)	10
	道路区域の変更(三八七・三八八・道路環境課)	12
公告	県営土地改良事業計画の変更(北秋田地域振興局農林部)	13
	県営土地改良事業計画の決定(秋田地域振興局農林部)	13
	土地改良の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)	13
	土地改良事業工事の完了の届出(雄勝地域振興局農林部)	13
	教育委員会告示	
	教育委員会会議の開催(八)	13
	公安委員会告示	
	警備員指導教育責任者講習会の実施(二八)	14

告 示

秋田県告示第三百七十二号

市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等(平成十七年秋田県告示第五十二号)の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年四月一日

秋田県知事職務代理人

秋田県副知事 西村 哲男

「含む。」の下に、「及び附則第三項」を加える。

第一号の表条例別表第七に定める事務の項の次に次のように加える。

条例別表第八に定める事務	秋田市	平成十七年四月一日
--------------	-----	-----------

第一号の表条例別表第十二に定める事務の項の次に次のように加える。

条例別表第十三に定める事務	市(秋田市を除く。)	平成十七年四月一日
---------------	------------	-----------

第一号の表条例別表第十六に定める事務の項の次に次のように加える。

条例別表第十七に定める事務	秋田市、大館市	平成十七年四月一日
---------------	---------	-----------

第一号の表条例別表第二十一に定める事務の項の次に次のように加える。

条例別表第三十二に定める事務	市町村(秋田市を除く。)	平成十七年四月一日
----------------	--------------	-----------

第一号の表条例別表第四十三に定める事務の項の次に次のように加える。

条例別表第四十四に定める事務	秋田市	平成十七年四月一日
----------------	-----	-----------

条例別表第四十五に定める事務	秋田市	平成十七年四月一日
----------------	-----	-----------

第一号の表条例別表第五十二に定める事務の項の次に次のように加える。

条例別表第七十二に定める事務	横手市、湯沢市、由利本荘市	平成十七年四月一日
	第一号の表条例別表第七十一に定める事務の項の次に次のように加える。	
条例別表第六十八に定める事務	市(秋田市を除く。)	平成十七年四月一日
	第一号の表条例別表第六十七に定める事務の項の次に次のように加える。	
条例別表第六十五に定める事務	秋田市	平成十七年四月一日
	第一号の表条例別表第六十四に定める事務	
条例別表第六十四に定める事務	市(秋田市を除く。)	平成十七年四月一日
	第一号の表条例別表第六十三に定める事務	
条例別表第六十二に定める事務	市町村	平成十七年四月一日
	大仙市、北秋田市、田代町、上小阿仁村、二ツ井町、八森町、藤里町、峰浜村、五城目町、角館町、田沢湖町、西木村、美郷町	平成十七年四月一日
条例別表第五十三に定める事務	市町村	平成十七年四月一日
	男鹿市、由利本荘市、八森町、八郎潟町、仁賀保町、金浦町、象潟町	平成十七年四月一日
条例別表第五十四に定める事務	象潟町	平成十七年四月一日
	第一号の表条例別表第六十一に定める事務の項の次に次のように加える。	

条例別表第七十八に定める事務	秋田市	平成十七年四月一日
	第二号の表条例別表第八十五第五号に定める事務の項の前に次のように加える。	
条例別表第八十五第一号に定める事務	市町村	平成十七年四月一日
	条例別表第八十五第二号に定める事務	
条例別表第八十五第三号に定める事務	大館市	平成十七年四月一日
	条例別表第八十五第四号に定める事務	
条例別表第八十五第二号に定める事務	市町村(秋田市及び大館市を除く。)	平成十七年四月一日
	第二号の表に次のように加える。	
条例別表第八十五第二十五号に定める事務	秋田市	平成十七年四月一日
	条例別表第八十五第二十六号に定める事務	
条例別表第八十五第二十六号に定める事務	市町村(秋田市、能代市及び鹿角市を除く。)	平成十七年四月一日
	条例別表第八十五第二十七号に定める事務	
条例別表第八十五第二十七号に定める事務	市町村(秋田市及び大館市を除く。)	平成十七年四月一日
	条例別表第八十五第二十八号に定める事務	
条例別表第八十五第二十八号に定める事務	大館市	平成十七年四月一日

秋田県告示第三百七十四号

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更したので、地方自治法(昭

和二十二年法律第六十七号(第二百五十二条の六の規定によりその例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定に基づき、告示する。
平成十七年四月一日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

第三条第二号中「さいたま市」の次に「、静岡市」を加える。

附 則

この規約は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県告示第三百七十五号

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更したので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の六の規定によりその例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定に基づき、告示する。
平成十七年四月一日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

第三条第二号中「横浜市」の次に「、静岡市」を加える。

附 則

この規約は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県告示第三百七十六号

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第一項の規定により、八郎湖周辺清掃事務組合の公平委員会の事務を次の規約のとおり受託したので、同条第三項において準用する同法第二百五十二条の二第二項の規定に基づき、告示する。
平成十七年四月一日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

八郎湖周辺清掃事務組合と秋田県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約(委託事務の範囲)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、八郎湖周辺清掃事務組合(以下「甲」という。)(は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を秋田県(以下「乙」という。)(に委託する。
(管理及び執行)

第二条 前条の規定により委託された事務(以下「委託事務」という。)(の管理及び執行については、その事務に関する乙の人事委員会規則等の定めるところによるものとする。

(経費の支弁)

第三条 委託事務を処理する場合において要する経費は乙が支弁し、その経費は甲が負担するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、事務処理に要した実費につき乙が精算した額とし、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第四条 乙は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十三条第六項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(条例、規則等の制定改廃の場合の措置)

第五条 委託事務の管理及び執行について適用される人事委員会規則等の制定改廃が行われた場合においては、乙は直ちにその旨を書面で甲に通知しなければならない。

2 甲が職員に関する条例、規則等を制定改廃した場合においては、これを書面で乙に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第六条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県告示第三百七十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十七年四月一日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

普通料金		福 祉		区 分		利 用 料 金 の 額	
一	小学校児童及び中学生生徒	一	小学校児童及び中学生生徒	一	一般	一人一回につき	四〇〇円
一	小学校児童及び中学生生徒	一	小学校児童及び中学生生徒	一	一般	一人一回につき	一、〇〇〇円
一	小学校児童及び中学生生徒	一	小学校児童及び中学生生徒	一	一般	一人一回につき	三〇〇円
一	小学校児童及び中学生生徒	一	小学校児童及び中学生生徒	一	一般	一人一回につき	八〇〇円
一	小学校児童及び中学生生徒	一	小学校児童及び中学生生徒	一	一般	一人一回につき	二八〇円
一	小学校児童及び中学生生徒	一	小学校児童及び中学生生徒	一	一般	一人一回につき	七〇〇円

株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠勝
 能代市大町七番二十七号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (仮称)ヤマキPW大曲福田店
 大仙市福田町三十五番

(三) 変更した事項
 (1) 大規模小売店舗の名称
 ア 変更前 (仮称)ヤマキPW大曲福田店
 イ 変更後 パワー大曲店

(2) 大規模小売店舗の所在地
 ア 変更前 大曲市福田町三十五番
 イ 変更後 大仙市福田町二十番六十号

(四) 変更の年月日
 平成十七年四月一日

(五) 変更する理由
 店舗名称の確定等のため

二 届出年月日
 平成十七年三月二十三日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所
 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
 大仙市役所 商工観光課

(二) 縦覧期間
 平成十七年四月一日から同年八月一日まで

四 意見書の提出先
 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 (一) 意見を述べる者の氏名及び住所
 (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第三百七十八号
 秋田県立男鹿水族館条例(平成十五年秋田県条例第八十四号)第九条第一項の規定により、次のとおり秋田県立男鹿水族館の利用料金の変更を承認したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年四月一日

秋田県知事職務代理者
 秋田県副知事 西村 哲 男

団 体 料 金 (二十人以上の団体)	企 画	教 育	定 期 券 (有効期間一年)		
			一 般	一 般	
小学校児童及び中学生生徒	一 般	小学校児童及び中学生生徒	小学校児童及び中学生生徒	一人につき	一、六〇〇円
			小学校児童及び中学生生徒	一人一回につき	八〇〇円
一 般	一 般	小学校児童及び中学生生徒	小学校児童及び中学生生徒三人、一般一人	一人につき	三、二〇〇円
			小学校児童及び中学生生徒二人、一般二人	二人につき	六、〇〇〇円
一 般	一 般	小学校児童及び中学生生徒	小学校児童及び中学生生徒一人、一般三人	一人につき	六、〇〇〇円
			小学校児童及び中学生生徒一人、一般三人	四人につき	八、〇〇〇円

備考

- 一 「小学校児童及び中学生生徒」には、これらの者に準ずる者を含む。
- 二 「サンセット」の区分は、午後三時以降(十一月一日から翌年三月三十一日まで)、午後二時以降)に入館する場合に適用する。
- 三 「福祉」の区分は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者及びその者の付添人(一人に限る。)が入館する場合に適用する。
- 四 「教育」の区分は、学校行事及び授業の一環として入館する小学校児童及び中学生生徒に適用する。
- 五 「企画」の区分は、企画商品の種類に応じて表に定める金額の範囲内において指定管理者が別に定める。
- 六 この表に定める利用料金は、平成十七年四月一日から適用する。

秋田県告示第三百七十九号

平成十七年三月二十五日秋田赤十字病院労働組合執行委員長大海久善から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、公表する。

平成十七年四月一日

一 事件

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

- (一) 増員・労働条件改善及び下請に関すること。
- (二) 賃金及び手当に関すること。
- (三) 福利厚生に関すること。
- (四) その他。

二 日時

平成十七年四月四日以降事件解決の時まで、連日又は短時間にわたって行う。

三 場所

秋田市上北手猿田字苗代沢二百二十二番地一

秋田赤十字病院

四 概要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く、全部又は一部の組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第三百八十号

秋田県土地利用基本計画(昭和五十五年秋田県告示第九百六十二号)の一部を変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成十七年四月一日

秋田県知事職務代理者

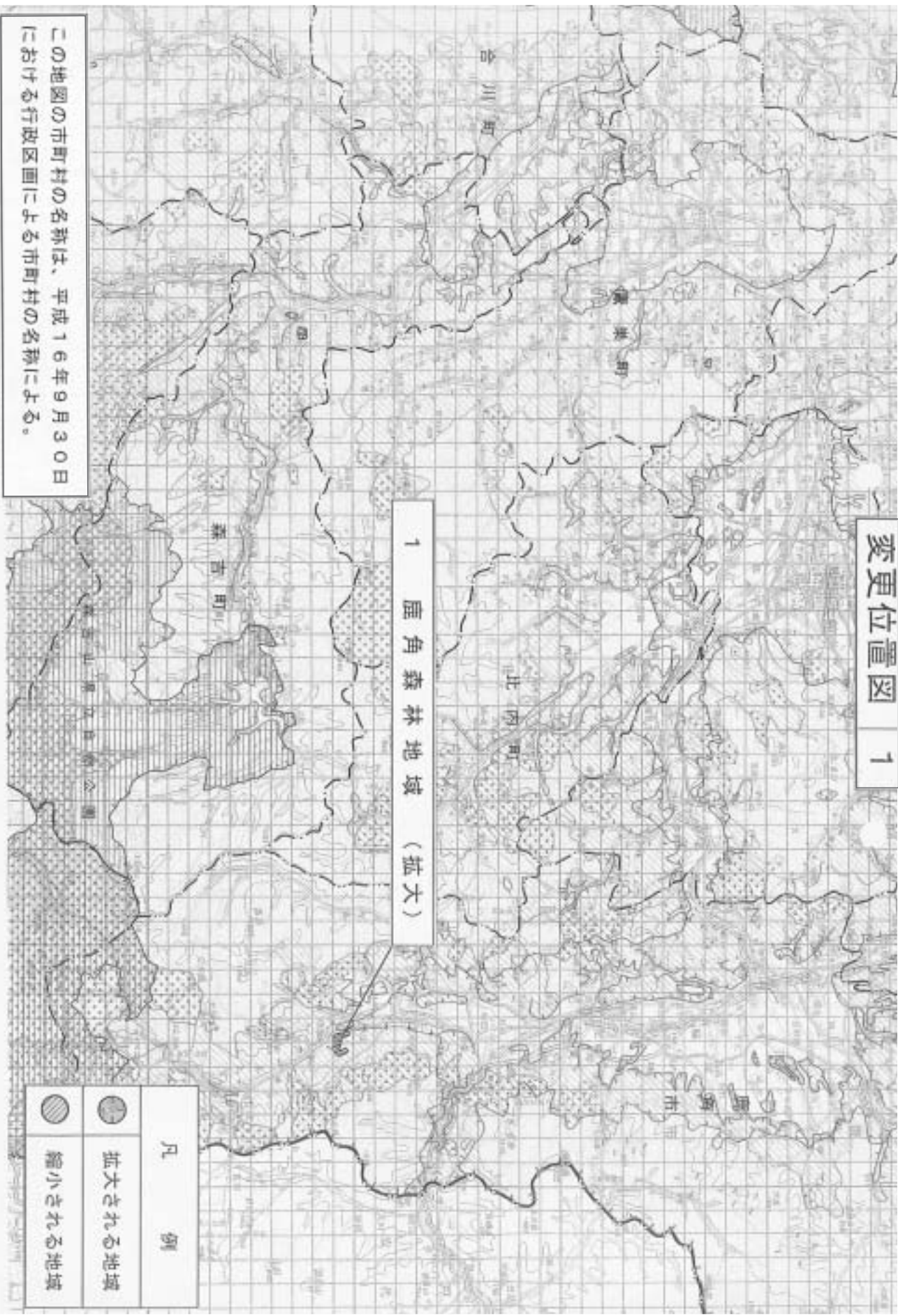
秋田県副知事 西村 哲 男

秋田県土地利用基本計画図中森林地域(鹿角市、男鹿市及び由利本荘市に係る部分に限る。)を別図のとおり変更する。

変更後の秋田県土地利用基本計画図は、建設交通部建設管理課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

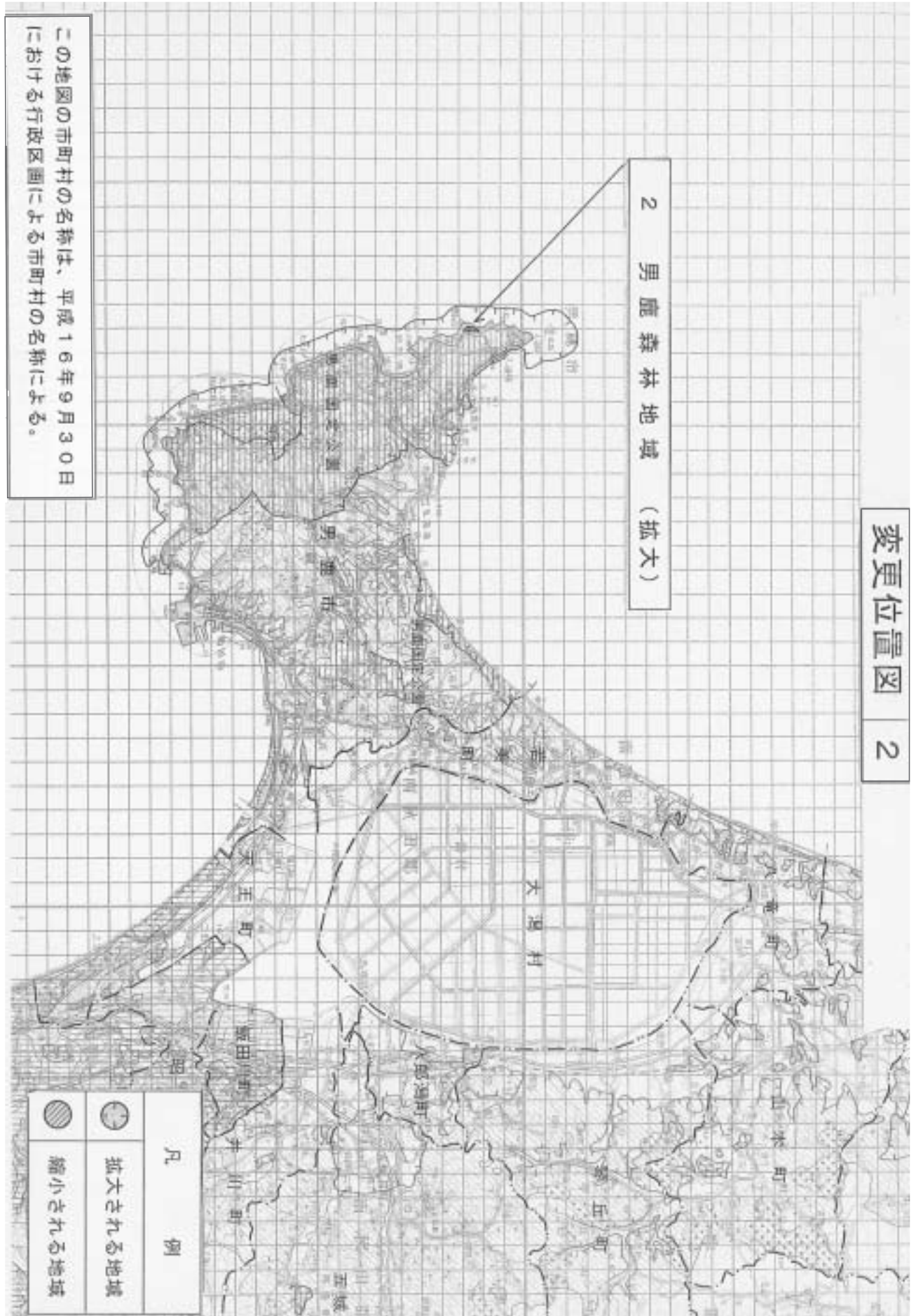
変更位置図 1

1 鹿角森林地域 (拡大)



この地図の市町村の名称は、平成16年9月30日
 における行政区画による市町村の名称による。

凡 例	
	拡大される地域
	縮小される地域



変更位置図 3

3 本荘森林地域 (縮小)



秋田県告示第三百八十一号
 屋外広告物の禁止地域(昭和五十七年秋田県告示第九十号)の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。
 平成十七年四月一日

第五号の次に次の一号を加える。

六 東日本旅客鉄道株式会社田沢湖線の区間及び当該区間から展望できる地域(線路の中心線から五百メートル以内の地域に限るものとし、市街地を除く。)

秋田県告示第三百八十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の変更の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十七年四月一日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

一 都市計画事業の種類及び名称

昭和五十一年建設省告示第九十四号秋田都市計画、男鹿都市計画、五城目都市計画、八郎潟都市計画及び河辺都市計画下水道事業秋田湾・雄物川流域下水道(臨海処理区)

二 施行者の名称

秋田県

三 事務所の所在地

(一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部下水道課

(二) 秋田市向浜二丁目三番一号 中央流域下水道事務所

四 事業地の所在

(一) 収用の部分 変更なし

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	旧	百五号	大仙市佐野町三六八番二二から花館字上佐渡四五番三まで		九・〇〇～三五・〇〇	〇・二五八

(二) 使用の部分 変更なし

秋田県告示第三百八十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の変更の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十七年四月一日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

一 都市計画事業の種類及び名称

昭和六十二年建設省告示第七十七号大館都市計画及び比内都市計画下水道事業米代川流域下水道(大館処理区)

二 施行者の名称

秋田県

三 事務所の所在地

(一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部下水道課

(二) 大館市川口字中川口一番地 北部流域下水道事務所

四 事業地の所在

(一) 収用の部分 変更なし

(二) 使用の部分 変更なし

秋田県告示第三百八十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十七年四月一日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

一般国道	
新	百五号
	〃
	一三・〇〇〇～四二・〇〇〇
	〇・二五八

- 二 供用開始の期日 平成十七年四月一日
- 三 道路区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十七年四月一日から同月十四日まで

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成十七年四月一日

秋田県告示第三百八十五号

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類		旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧						
			角館六郷線	大仙市太田町三本扇字篠沢二四番三から字高花三三二番四地先まで	大仙市太田町三本扇字篠沢二四番六から字高花三三二番四まで	六・四〇〇～二二・〇〇〇	〇・一八六
			角館六郷線	大仙市太田町三本扇字篠沢二四番六から字高花三三二番四まで	大仙市太田町三本扇字篠沢二四番三から字高花三三二番四地先まで	九・〇〇〇～一六・〇〇〇	〇・一八六

- 二 供用開始の期日 平成十七年四月一日
- 三 道路区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十七年四月一日から同月十四日まで

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
平成十七年四月一日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

秋田県告示第三百八十六号

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類		旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
新	旧						
			神岡南外東由利線	大仙市南外字坊田一六五番五から字坊田黒沢一五四番二地先まで	大仙市南外字坊田一六五番七から字坊田黒沢一五四番二まで	七・〇〇〇～一〇・五〇〇	〇・一六五
			神岡南外東由利線	大仙市南外字坊田一六五番五から字坊田黒沢一五四番二地先まで	大仙市南外字坊田一六五番七から字坊田黒沢一五四番二まで	一〇・〇〇〇～一九・〇〇〇	〇・一六五

- 二 供用開始の期日 平成十七年四月一日
- 三 道路区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
- 期間 平成十七年四月一日から同月十四日まで

秋田県告示第三百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十七年四月一日

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 西村 哲 男

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区 間				敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧		B	A	B	A		
県道	新	旧	横手東由利線	B	A	B	A	二五・〇〇〃四六・五〇	一・四三三
				横手市横手町字一ノ口一番から婦気大堤字下久保九八番一地先まで	横手市前郷字上三枚橋三三番一地先から赤坂字大道向六六番四	横手市横手町字一ノ口一番から婦気大堤字下久保九八番一地先まで	横手市前郷字上三枚橋三三番一地先から赤坂字大道向六六番四		
県道	新	旧	横手東由利線	B	A	B	A	一〇・〇〇〃四二・五〇	一・〇〇七
				横手市横手町字一ノ口一番から婦気大堤字下久保九八番一地先まで	横手市前郷字上三枚橋三三番一地先から赤坂字大道向六六番四	横手市横手町字一ノ口一番から婦気大堤字下久保九八番一地先まで	横手市前郷字上三枚橋三三番一地先から赤坂字大道向六六番四		

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- 期間 平成十七年四月一日から同月十四日まで

秋田県告示第三百八十八号

一 道路の区域

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十七年四月一日

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 西村 哲 男

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
県道	新	横手東由利線	横手市横手町字一ノ口一番から婦気大堤字下久保九八番一地先まで	二五・〇〇〃四六・五〇	一・四三三
県道	新	横手東由利線	横手市前郷字上三枚橋三三番一地先から赤坂字大道向六六番四	一〇・〇〇〃四二・五〇	一・〇〇七

県 道		新	旧
		白沢田代線	白沢田代線
		北秋田郡田代町岩瀬字田茂の木四九番一から字桂岱五一番一まで	北秋田郡田代町岩瀬字田茂の木四九番一地先から字桂岱五一番一地で先まで
		九・〇〇〇四一・〇〇〇	九・〇〇〇三四・〇〇〇
		一・一三五	一・一三五

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十七年四月一日から同月十四日まで

公 告

次の者から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
 平成十七年四月一日

秋田県知事職務代理人

秋田県副知事 西村 哲男

- 一 北秋田市栄字向前田六十九小坂吉三ほか十五人
 - (一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(摩当地区担い手育成基盤整備事業)変更計画書の写し
 - (二) 縦覧期間 平成十七年四月四日から同年五月二日まで
 - (三) 縦覧場所 北秋田市役所
- 二 北秋田市綴子字東館百四十五番地三高橋勇ほか二十三人
 - (一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(榎木田地区担い手育成基盤整備事業)変更計画書の写し
 - (二) 縦覧期間 平成十七年四月四日から同年五月二日まで
 - (三) 縦覧場所 北秋田市役所

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、秋田市上北手猿田字寺ノ沢百六十一番地一嵯峨智ほか十五人から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年四月一日

秋田県知事職務代理人

秋田県副知事 西村 哲男

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(猿田沢地区ため池等整備事業)計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十七年四月四日から同年五月二日まで
- 三 縦覧場所 秋田市上北手地域センター

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、協和町土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十七年三月二十四日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年四月一日

秋田県知事職務代理人

秋田県副知事 西村 哲男

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第一項の規定により、羽後町土地改良区から土地改良事業(高尾田地区基盤整備促進事業(かんがい排水))に係る工事が平成十六年七月二十日完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年四月一日

秋田県知事職務代理人

秋田県副知事 西村 哲男

教 育 委 員 会 告 示

秋田県教育委員会告示第八号
 次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十七年四月一日

秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

- 一 日時 平成十七年四月六日 午後四時十五分
- 二 場所 教育委員会委員室
- 三 案件

- (一) 平成十七年度秋田県警察田園風景保護推進協議会の出給
- (二) 秋田県警察の定規を定める要綱の一添付資料の取扱い
- (三) の取扱い

秋田県警察本部

秋田県公安委員会告示第28号

警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の3第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第1条の規定に基づき、公示する。

平成17年4月1日

秋田県公安委員会委員長 藤井 明

- 1 実施年月日 平成17年6月6日（月）から6月13日（月）までの6日間（日曜日、土曜日を除く。）
午前9時30分から午後6時まで
- 2 実施場所 秋田市上北手荒巻字堺切24番地2 秋田県ゆとり生活創造センター
- 3 受講定員 30人
- 4 受講資格者
 - (1) 最近5年間に警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - (2) 警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定に合格した者
 - (3) 検定規則第1条第2項に規定する2級の検定に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上警備業務に従事している者
- 5 受講申込みに必要な書類
 - (1) 受講申込書 正副2通
 - (2) 写真 2枚
写真は、受講申込書を提出する前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものとする。
 - (3) 受講資格を証明する資料
- 6 受講申込み等

- (1) 申込用紙の交付
各受付場所において交付する。
- (2) 受付期間
日曜日及び土曜日を除き、平成17年4月26日（火）から同年5月27日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員30人で締め切る。
- (3) 受付場所
県内の各警察署
なお、郵送による申込みは受け付けない。
- 7 手数料
37,000円
受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。
- 8 その他
 - (1) 本年度の秋田県における警備員指導教育責任者講習は、本講習1回限りとする。
 - (2) 講習終了後審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習終了証明書を交付する。
 - (3) 講習について不明な点は、秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話018-863-1111・内線3043、3044、3045）又は県内の各警察署生活安全係に問い合わせること。

秋田県警察本部

平成17年4月1日（金曜日）

発行所 秋田県

秋田市山王町一丁目一〇番一〇号

電話 018-826-1111 FAX 018-826-1112 E-mail: matsubararansatsu.co.jp

秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課

秋田市山王町一丁目一〇番一〇号 電話 018-826-1111 FAX 018-826-1112 E-mail: matsubararansatsu.co.jp

